障がい者の卓球について

- ◎肢体不自由者の卓球は、基本的に一般卓球とほぼ同じルールで行います。
 - ・車いす利用者についてのみ「サービスがサイドラインを切った場合はレット」等、特殊なルール があります。
 - ・また障害の程度により「クラス分け」が行われ、同一クラスで競うこととなります。

・車いす利用者 クラス 1 ~ クラス 5

・ 立位 (松葉杖使用等) クラス 6 ~ クラス 10

重度 ← → 軽度

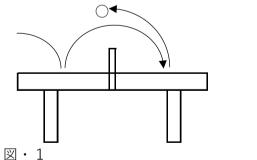
障害の程度

・障がいがプレーに影響する度合いによって10クラスにわけられるものです。

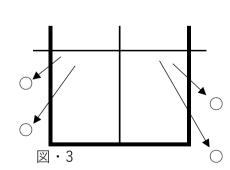
◎車いすの特殊ルール

①車いすに関する特殊ルール サーブ時(判定はレット)

- ・レシーバーのコートに触れた後、ネット方向に戻った。 (図・1)
- ・レシーバーのコートに止まった。 (図・2)
- ・シングルスにおいて、レシーバーのコートに触れた後、どちらかのサイドを横切った。(図・3)
- ②車いすに関する特殊ルール(判定は相手の得点)
- ・打球時に大腿部の裏側がシートまたはクッションに触れていなかった。
- ・打球する前にどちらかの手がテーブルの側面(エンド、サイド側共)に触れた。
- ・フットレスト(足載せ台)または足が競技中に床に触れた。
- ・ダブルスにおいて、車いすの一部でもセンターラインの延長線を超えた。(ダブルス)
- ③車いすに関する特殊ルール (競技方法)
- ・車いすを使用する競技者同士がダブルスを組んでプレーする場合、最初にサーバーがサーブを行い、 次にレシーバーがリターンを行う。その後はどちらかの競技者がリターンを行う。







◎立位では、以下の緩和が認められています。

- ・障がい者(片腕しかない方等)の出すサーブについて、主審は条件を緩和できる。
- ・障がい者(肘から先の腕がない方等)がラケットを腕に固定している場合、ゲーム終了時にラケットを台に置かなくてもよい。
- ◎「車いす」対「立位」の試合は、レシーバーが「車いす」の場合は車いすルールを適用し、レシー バーが「立位」の場合は一般ルールを適用します。